

2019年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試B日程 試験問題

## 公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題】

下記の事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。なお、地方公務員災害補償法（以下、「地公災法」という。）の規定については、参照条文を前提にしない。

## 【事例】

X（男性）とA（女性）は1998年の時点で婚姻25年となる夫婦であった。婚姻以降一貫して、Xが専ら家事を担い、地方公務員であるAの収入により生計を維持していた。1998年10月、Aは職務上の強いストレスから精神障害を発症し、自殺した。2010年4月、地方公務員災害補償基金はAの死亡を公務上の災害と認定した。同年6月、Xは、Aの公務災害認定をうけて、地公災法第32条第1項に基づき、地方公務員災害補償基金〇県支部長に遺族補償年金の支給請求を行った。しかし2011年1月、同支部長は、XがA死亡当時55歳であり、地公災法第32条第1項ただし書に定める要件に該当しないとして、不支給決定をした。

地公災法が定める遺族補償年金は、地方公務員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とし、社会保障の性格をもつ制度である。地公災法第32条第1項は、死亡した地方公務員の妻については、当該妻が一定の年齢に達していることは支給要件とされていないにもかかわらず、死亡した地方公務員の夫については、当該公務員の死亡当時、当該夫が一定の年齢に達していることを支給要件とする旨を規定している。このように支給要件を区別した事情として、地公災法が制定された1967年当時、①男性が正規雇用労働者として就労する一方、その妻が専業主婦として家事を担う世帯の数が共働き世帯の数の2倍近くであること、②女性の就労する機会が限られる上、男女間の賃金格差が大きく、女性は男性と比べて著しく賃金が低かったことから、社会的実態として、妻は、その年齢にかかわらず一般に生計自立の能力がない者の類型にあたることと考えられたことが挙げられる。今日においては、①生産年齢（15歳から64歳まで）の人口に占める労働力人口の割合は、特に配偶者を有する女性については男性より相当低い、②雇用者数に占める非正規雇用の割合は、女性については5割を超えており、男性における非正規雇用の割合の3倍近い、③女性の平均的賃金額は男性のその概ね6

割以下であるという事実が依然として認められる。他方、女性の社会進出が進み、相応の就業機会を得ることができるようになった結果、①男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合及び平均的賃金額の格差は縮小傾向にあること、②専業主婦世帯の数と共働き世帯の数が逆転し、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっていることも指摘されている。

Xは、遺族補償年金における受給要件の違いは、男女差別であり、時代遅れであり、少なくともXとAの関係には当てはまらないと考えている。

[参照条文]

地方公務員災害補償法

(遺族補償)

第31条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第32条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。

二～四 (略)

2～3 (略)

《公法系問題 以上》

**【出題の意図】**

本問は、憲法 25 条の趣旨を具体化する社会保障制度における性別による区別と法の下での平等との関係という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。